令和７年度第１回就労支援専門部会　議事録

１．日　時　令和７年８月６日（水）午前１０時から

２．会　場　千葉県教育会館新館４０１号室

３．出席者　藤尾部会長、中村副部会長、青木委員、岩橋委員、大島委員、
緒方委員、小澤委員、片山委員、熊木委員、志賀委員、
鈴木委員、舘山委員、中上委員、中委員

議題（１）第八次千葉県障害者計画の進捗状況について
資料１－１から１－３までにより事務局から説明

（部会長）

進捗管理で何件に対して何件できた、できなかったというのを、ずっとやってきていると思いますが、例えばできなかったものに対して、次どういうふうに進めていくのかっていうところはどうなんでしょうか。

具体的に言いますと、例えば障害者就業・生活支援センターの就職者数といった目標数値と実績の実態については、本日の部会に御参加いただいている障害者就業・生活支援センター連絡協議会の中さんに事前に問い合わせていただければ実態をお聞きすることなどもできるかと思います。こういった状況があるからこういう数値結果に今なっていますよという現場のことをしっかり反映した調査結果にすることが重要と思います。次期計画については指標数値以外のところも踏まえていただきたく、御検討いただければと思います。

では、続きまして議題（２）です。千葉県障害者計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

議題（２）次期千葉県障害者計画の策定について
資料２より事務局から説明

（部会長）

障害者計画の中で、国から求められているものと県独自で定めるものとがあるかと思います。国から求められている項目を変えることは難しいかとは思いますが、県独自で定めるものの項目出しや指標のあり方について本専門

部会にお集まりいただいている皆さんから御意見をいただく必要があると思います。このことについて事務局はどうお考えですか。

（事務局）

来年度、具体的に次期計画を策定させていただきます際に今頂いた御意見も踏まえ、目標数値について、現行のままでいくのか、不要なものはないか、新たなものが必要ではないかといった御意見をいただきつつ進めさせていただきたいと思います。

（部会長）

早い段階で、国からの必須目標と県独自の目標を分けて、特に県独自の目標について、本当にこの数値目標でいいのか、この項目だけでいいのかというところについて、皆さんから御意見いただける時間があると良いと思いますので御検討いただけるとありがたいです。

（小澤）

御質問が１点と御要望が１点あります。

御質問としては、市町村自立支援協議会への意見聴取の対象は、全県下の市町村かそれともある程度選抜されるのかどちらになりますか。私どもの法人の中心となる八街市においては、自立支援協議会の運営事務局を当法人が担っておりますので、各委員から意見をしっかりと募れるような時間的保障をいただきたいという趣旨もあり伺います。

御要望としては、意見聴取の期間について、千葉県社会就労センター協議会として所属している事業所の皆さんに開示をして取りまとめることのできる程度の期間を御配慮いただければと思います。今後の意見聴取の御意向を伺いたいです。

（事務局）

市町村の自立支援協議会の対象者数は県下すべての 54 市町村になります。また御要望いただきました期間等については、本部会の事務局の方で御意見を参考に検討させていただきたいと思います。

（部会長）
　団体に対する意見聴取とは別に、骨子案について、委員として参加される皆さんが母体となる団体の中で意見聴取をすることとなるかと思いますので、早めに対応いただけるよう御検討いただければと思います。

議題（３）障害者の工賃アップのための事業について
資料３－１から３－４までにより事務局から説明

（部会長）
　では続いて振興センターの緒方委員から追加での説明があればお願いいたします。

（緒方）
　増員した１名については、営業の経歴がある人材が採用できましたので、市町村に対する優先調達の促進や、商慣行に不慣れな事業所に対するフォローにさらに力を入れていければと考えています。
　資料３－４にあります訪問支援について今年度６月から実施しております。今年度の訪問対象事業所は、令和５・６年度に新設された就労継続支援Ａ型及びＢ型事業所を１７６事業所、また新設以外で、積立金の要件に適さないにも関わらず積立を行っていたり、令和４・５年度で売上や経費を同額として　報告したりしている、工賃（賃金）実績報告で課題の見受けられる事業所を加えて２００弱の事業所を訪問する予定です。しかし、Ａ型事業所が５事業所、Ｂ型事業所が１４事業所から訪問の拒否を受けています。課題が見受けられる事業所については２５事業所のうち３事業所から拒否を受けています。
　また、工賃（賃金）実績の取りまとめについて、期限内に提出されたものが７割弱程度です。さらに提出があったもののうち６割から７割程度は未記入などについて再提出を依頼しているところです。
　訪問支援と工賃（賃金）実績の調査を取りまとめての所感として、課題のある事業所は２つに分かれています。１つ目はフランチャイズ系の事業所です。こちらは訪問支援を断るケースがとても多く、また工賃（賃金）上昇よりも利用者確保が課題の中心とされているような印象を受けます。２つ目として福祉の思いがあふれてしまっている事業所です。断片的な情報で運営しており、就労支援会計について御存じない状況で適当な経理処理をされています。事業所が依頼している税理士事務所等も就労支援事業会計について御存知ない場合もあります。また課題のある事業所で、補填を堂々と実施されていることや、

補填はまずいので、ずっと低工賃のままでいるというところが問題として挙げられます。このような事業所に対する御説明を訪問支援でやらせていただいているという状況でございます。また、営業経験があまりない事業所が多く結果として低工賃（賃金）につながってしまっています。

訪問支援と工賃（賃金）実績調査を進めていく中で事業所が抱える課題が浮き彫りになってきたという印象がございます。本専門委員の方たちは、実際に新設の事業所さんと関わることは少ないと思うのですが、想像しているよりもはるかに色々な仕組みや会計のことを御理解いただいてないまま走り出してしまっている事業所さんが多いのではないかという印象でございます。

（部会長）

はい。では今の事務局と緒方委員の説明をいただいて御意見御質問等があればお願いいたします。

（熊木）

今回スコア改定を受けた結果については、国から委託を受けた会社が調査していて、全国的に基準を達成している事業者がありすぎというところが指摘されています。制度上で単価に差がありすぎるということが、それを引き起こしているという面は少なからずあると思っています。100 単位ぐらいが変わるとして、経営者の視点で、達成しなかったら職員の給与が払えなくなるという時に、そこに対してどうにかしたいと思うことはあり得るんだろうなというところが、国が達成してほしい基準との差として影響しているのではないかと思っています。

続けて、この官公需実績で他県との比較をしたときに、人口対比とか税収対比で見るなど、データにもうひと手間かける必要があるような気はしています。

また、他県に比べて賃金が低いことについて、最低賃金の差もありますが、平均値ではなく中央値も見る必要があるような気はしています。

（部会長）

ありがとうございます。他、皆さん、いかがでしょうか。

（中村）

振興センターへ増員ということで、低工賃の事務所に支援というこの仕組みを県と振興センターが作られたっていうのは、すばらしい進歩だと思いますし、部会長のおっしゃる部会の実績という重みは非常に強いと思います。

また、例えば優良事業所がモデルとして事業所にアドバイスをするような仕組みがあると、助かるのではないかなと思っています。

数字ありきの方は、数字の議論で終わってしまいます。私はＰＤＣＡサイクルの中で具体的にアクションを動いていくことが重要であると思っています。

それと、Ｂ型を中心にした形で、事例を作りながら、A型の存在価値と見直しを図ろうということを、県に投げたいなという思いの１人なのですが、他県にないものと言ったら、舞浜コーポレーションをはじめとする特例子会社での取組や、その事業についての分析をすることが一つあると思います。

もう一つ、成田空港は就労系ができる仕事が結構あります。成田空港をまとめているのは、空港会社と関連会社やＡＯＣ（成田国際空港会社運営評議会）というところがあるので、そういうところに振興センターさんにも説明会をしていただくなどの機会を設けると、人材不足ですから空港関係者も喜ぶと思います。他県でやりたくてもできないことを、千葉県はできるチャンスはいっぱいあると思います。産業人材課さんなど、横の繋がりを持って情報交換をして、研究会などの具体的なアクションを進めていくことで実務的に成果が現れるのではないかという気がしております。

もう一度戻りますけど、こういう訪問支援を始めたというこの仕組みは、相当一歩先にいっていますし、ここにいる組織含めてみんなで協力すれば、それがもっと濃くなるという気がしました。

（部会長）

訪問支援についてはとても良い取組だと思うのですが、訪問拒否があるということに驚きました。県としてこうした実態に踏み込んでいくなど、訪問支援に対する拒否について、県からの後押しなどはできないですか。

（事務局）

藤尾部会長のおっしゃられていたような県の後押しに関して、訪問支援について公文書を発出したり、振興センターが拒否された後に私達からお電話をしたりしておりますが、それでも拒否をされる場合がございます。

（部会長）

そうであれば、訪問を拒否した事業所に対して監査を強めることなどは、県としてはできないものですか。見られたくないから拒否するのだと思います。税金で営む事業ですし、さらに言えば県が指定権者ですからもっと踏み込めるような仕組みは千葉県独自でやってもいいのかなと思うところです。

（事務局）
訪問拒否につきましては、強制力を持って立ち入りということはなかなか難しいのですが、指定権者としても、どういうアプローチの仕方があるのかというのはまた改めて検討させていただきたいと思います。
ありがとうございます。

（小澤）
指定権者としてのところで議論で感じましたが、指定の段階でしっかりとその事業計画を確認をするプロセスが入るということが必要だと思います。先ほどお話をされた新設の事業所で、特にフランチャイズ系の事業所がどんどん増えて、本当は障害者の方への支援のことを追求したいという我々の業界が、ビジネスの市場として着目されるようになってしまっているっていうのは、非常にゆゆしき事態だと思っています。経済合理性含めて経営をしっかりとしていくことはもちろん重要ですが。
今の指定の仕組みで、書類そろえれば通るというところを変えていかない限り難しいです。入口のところを何とかしないと。法人としても採用のところをしっかりやっていくことによって、定着と育成を図るところって大事だなと思っています。指定権者として指定申請のところにしっかりと着目をしていただいた方が、結果として訪問支援の件数も減ると思います。一番困るのは障害のある方達本人なので、その方たちを考えたプロセスの見直しをお願いしたいなと思う次第です。
千葉県セルプ協としては、官公需のところで９月２６日にきぼーるで今年も開催させていただきますが、この開催のあり方についても、なかなか私どもセルプ協としても難しいところがあるので本日御参加の皆さんからも御意見いただきながら、そして市町村の方の御参加をいただきながら、私たちのやっている事業の見える化を図っていきたいと考えております。その点につきましては、ぜひ、御協力と御意見御指導いただければありがたく思います。

（片山）
知的障害者福祉協会の就労部会の代表として状況をお話できればと思います。各月、情報交換などを目的に部会を開催しているところ、会員 80 施設のうち 30 施設は連絡がなく顔も見えないという現状があります。横のつながりで助け合えるようにしたいと思いますが、参加されない事業所には力が及ばないという状況です。しかし、来ないからしょうがないと諦めるのではなく、会員が積極的に参加するような魅力のある部会にしていきたいと考えています。

訪問拒否をするような事業所があるということはよろしくないと思います。せっかくシステムが作られたということで、温かく受け入れるよう我々の会員には情報共有をして伝えておきます。また、工賃を高めて利用者に幸せになってもらうという意識をもって、職員にも仕事して欲しいと思っています。

質問ですが、お仕事のマッチングに関して、事業所の数としては増えていますか。

（事務局）

できる事業所が特定されてしまっております。

（片山）

やはりできる事業所数の数を増やしていくことが、裾野を広げることにつながるのだと思います。我々としてもお仕事を受けるようにしていければと思います。

（事務局）

今、いろいろ委員の皆さんから御意見いただきましたところ、熊木委員から、最初にお話のあった部分についても現在工賃（賃金）実績調査中なので、訪問支援と合わせて、少なくとも基準条例に逸脱することはないよう事業所に対してしっかりと支援をしてまいりたいと思います。また中村副部会長から受けました成田空港のお話について振興センターと共同受注で他の事業者に波及できることがないか検討させていただいたり、片山委員からもございました官公需で受注しやすそうな仕事について振興センターで研修を行ったりなど考えていきたいと思います。

（部会長）

優先調達について、千葉県として増やしていきたいとお考えですか。

（事務局）

障害福祉事業課として、官公需実績はさらに上げる必要があると思っています。ただ、私どもの課だけでそれが実現できるわけではないので、やはり県庁内にもっと浸透させるために、さらにどういう工夫ができるのかというのも含めて、取り組んでいきたいと思っています。

（部会長）
ありがとうございます。
では他の委員から何かございますか。

（中村）
片山委員同様、私も福祉協会から参加させていただいております。
福祉協会としては今年度、他県にない取組として、福祉の魅力発信事業について県から予算をいただきました。魅力を発信していくということは重要であると思っています。福祉協会ではＳＮＳでの発信についての研修会を開く予定で、各施設が行政に向けて発信できるということも重要です。各事業所に発信ということについて真似していただけるような形にしていきたいと考えています。

（部会長）
いろんなものが動いているので部会の中で情報共有をして活かしていければということで、ぜひ、対応していただければと思います。

（小澤）
今、中村副部会長がおっしゃったことや、障害者就業・生活支援センター連絡協議会や千葉県社会就労センター協議会のことなどで、例えば研修会を行うから支援員を派遣して欲しいなど、今県下の事業所に周知する方法がないため、県全体に周知してほしい内容については、県から発信していただくことは可能でしょうか。

（事務局）
各事業の内容に応じて、担当部署が変わってはしまいますが、県福祉の施策に関連するものであれば、御協力できる部分もございます。

（中村）
先ほどの小澤委員からに引き続き、発信するだけではなく、協会としてどういう成果が表れたかを、県へ報告することも重要だと思います。

（緒方）
この議論に水を差すようで大変申し訳ないのですが、県からの周知を見ていないというケースが訪問支援のアポイントを取る際にかなり目立っておりま

す。そのため周知をどのようにしていくかということについても課題があると思います。

（部会長）
　情報をどう届けるかどうか、どのようにキャッチアップする体制を整えていくかということが今後の全てにおいてポイントになりそうなので、継続して我々の中でも検討していく必要があると思います。その際にはしっかり県の方に御協力いただいてという流れになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題（４）就労選択支援事業について
資料４により事務局から説明

（部会長）
　例えば札幌市で言うと、実際、国が出してるものよりもより厳しい要件を持って指定の基準にしています。あるいは大阪市を例に挙げると、その事前の協議をかなり慎重に行っています。指定の段階で有識者会議に諮って見解を求めてから指定に移行しています。要は、誰もが簡単に手を挙げて簡単にやめるということができないよう、明確に打ち出しています。
　千葉市の中でも協議しているのですが、県としてそのあたりの視点というものはどこかに入ってくるんですかね。先ほど小澤委員が言われたように指定の段階というのはとても重要なので、簡単に書類がそろっているから指定としてしまうと、この事業が暴走したら本当に大変です。寡占状態になって、特定事業所に集中したときに減算があるけれども、たくさんの件数をこなせば減算のうちに入らない。ということを考えたときに、考えられているものがあればちょっとお伺いしたいです。

（事務局）
　現在相談に来られた事業所に対しては、基本的には事業計画の中でどういったアセスメントをやられてという中身について御説明いただいた上で判断をしていくという方向で考えております。また県として、今国の方で出している基準よりもさらに厳しい条件は、現在、課してはないところでございます。

（小澤）
　事業計画、アセスメントや面積についてしっかり見られたなという印象を受けました。既存サービスの面積と兼用にするか兼用不可にするか、各自治体によって分かれていて、名古屋市は兼用不可で、もう選択支援だけでやってくださいとなっています。今回県は、兼用は可だけどしっかりとパーテーションなどで分けるとか、就労選択支援で来られる方を想定した上乗せの面積を確保するなどでした。その辺はしっかりと図面を元に見られていたので、駅前にある立地の営利法人さんなどでは、クリアできない場合もあるのではと思いました。
　指定申請については比較的しっかりと確認をなされたなという印象を受けております。

（中）
　就労系事業所に本来行ける方が、生活介護に行っているという進路状況が非常に目についています。それこそ市川大野高等学園さんとか、流山高等学園さんに通っていた圏域の生徒さんたちが、一般就労ではなくて、就労Ｂに行くようになっています。地域の特別支援学校に通われていて、これまでは就労Ｂに行っていた生徒さんたちが、生活介護に流れるようになったっていうことで、結果、卒業してからナカポツに登録する生徒さんの数が半減しました。
　一概に重度化したのかなどの分析はまだしていませんが、１つ考えられるのは、学校が終わった後の送迎があることに、本人よりも親が非常に安心感を覚えているのではないかと思っています。親の考えを抜きに制度が始まってしまうと、本人がどう思うっていう声すら、親の段階でストップしてしまい、先生方に届けられないんじゃないかなっていうような気がしています。障害者の分野だけというよりは児童の分野、放課後等デイサービス等を中心とした児童分野とのやりとり、この就労選択の利用者層についてどういう方々が利用するのか地域によってニーズの差がどのくらい出てくるのかというあたりは注意深く見ていったほうがいいなということは感じております。

（部会長）
　ありがとうございます。
　千葉市でも一番興味を示されているのが、学校の先生なんですよね。この辺り鈴木委員何かあれば。

（鈴木）
本校は知的障害のお子さん、中度から重度のお子さんたちでほとんど占められております。現在の進路状況を見ても、一般就労される方はほとんど１、２名で、それ以外は就労継続支援Ｂ型や、あるいは生活介護の方が希望としては多いです。
障害児教育に関わる中で、福祉制度が進んでいくにつれて積極的に就労を目指さないお子さんが増えてきたなと感じています。就労してもすぐ離職するのではないか、就労を生活の中心にしていくことは無理ではないかという親御さんの諦めの気持ちが多いのではないかと思います。
就労選択支援については、どのように進んでいくのかが現場としては情報が伝わっておらず、進路指導担当も非常に困惑している状況が正直なところです。

（部会長）
就労選択支援については、今後も継続して議論していきたいと思います。なぜかというと国がやりながら作っていくという発言をしているように 10 月までに間に合っていない状況があるからです。１つの例として、千葉県は統一した就労選択支援のアセスメントツールはございますか。

（事務局）
県の方から何かこちらを使用してくださいと提供する予定はありません。

（部会長）
本来であれば、47 都道府県どこに行っても同じサービスを受けられるように、国が法律で示すべきだと思っています。それがないこととして、間に合わなかったことが考えられると思います。千葉市は今統一のアセスメントツールを作ってますが、未来永劫同じではないことを共有しています。そのため、何年後に統一するとしても今すぐに確定する必要はなく、県としても柔軟に考えていってもらえればと思います。
ただし、就労選択支援の指定については、簡単に大勢が入ってきてしまわないようにしてほしいと思います。また就労選択支援が確立するまでの移行期間については県として協議してほしいほか、同じく就労支援専門部会でも協議していきたいと思います。

（大島）

就労選択支援事業のアセスメントという部分だけでなく、御本人様や御家族の気持ちを受け止め、いかに情報提供するかがより大切だと思います。

実績を豊富にお持ちの障害者就業・生活支援センターの方々などが、雇用について知識の乏しい事業所の方々にも、会社の情報や合理的配慮としてどんなことを求めているかといった具体的な情報を共有することを検討していただければと思います。

（部会長）

指定について、一度緩めてしまうとそれが基準となってしまうと思います。ぜひ最初は狭く設定をし、ハードルが下がらないようにすることを少し留意いただきたいと思います。

議題（５）その他について
資料５－１から５－２により事務局から説明

４　閉会